

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	環境部 環境政策課	
許 認 可 等 名	浄化槽清掃業の許可	
根 拠 法 令	浄化槽法	
根 拠 条 項	第35条第1項	
連 絡 先	(電話 621-5217)	
審 査 基 準	基 準	<p>浄化槽法 (許可の基準) 第36条 市町村長は、前条第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1) その事業の用に供する施設及び清掃業許可申請者の能力が環境省令で定める技術上の基準に適合するものであること。 (2) 清掃業許可申請者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 ロ 第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者 ハ 浄化槽清掃業者で法人であるものが第41条第2項の規定により許可を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその浄化槽清掃業者の役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しないもの ニ 第41条第2項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者 ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 ヘ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項若しくは第6項の規定、第7条の2第1項の規定若しくは同法第16条の規定(一般廃棄物に係るものに限る。)又は同法第7条の3の規定に</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間	<p>総日数 30日 (休日を含む)</p> <p>(設定しないものについてはその理由) 2年毎に許可の更新をしており、許可期限が切れる約1月前に提出される許可申請書類を受理している。</p>
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更)

<p>審査基準</p>	<p>基準</p>	<p>よる命令に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者</p> <p>ト 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の4の規定により許可を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者</p> <p>チ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項又は第6項の許可を受けて一般廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者（以下「一般廃棄物処理業者」という。）で法人であるものが同法第7条の4の規定により許可を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその一般廃棄物処理業者の役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しないもの</p> <p>リ 浄化槽清掃業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからチまで又はヌのいずれかに該当するもの</p> <p>ヌ 法人でその役員のうちにイからリまでのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>環境省関係浄化槽法施行規則 （浄化槽清掃業の許可の技術上の基準） 第11条 法第36条第1号の規定による技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) スカム及び汚泥厚測定器具並びに自吸式ポンプその他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出しに適する器具を有していること。 (2) 温度計、透視度計、水素イオン濃度指数測定器具、汚泥沈殿試験器具その他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出し後の槽内の汚泥等の調整に適する器具を有していること。 (3) パイプ及びスロット掃除器具並びにろ床洗浄器具その他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出し後の槽内の汚泥等の調整に伴う単位装置及び附属機器類の洗浄、掃除等に適する器具を有していること。 (4) 浄化槽の清掃に関する専門的知識、技能及び2年以上実務に従事した経験を有していること。 <p>徳島市における一般廃棄物処理業等の許可手続に関する規則（第2条第3項） 第1項の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 本市内に住所を有する者（法人にあつては、本市内に主たる事務所又は営業所を有する者）であること。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。 (2) 自ら業務を行う者であること。 (3) 本市が賦課した市税を完納している者であること。 (4) 成年被後見人又は被保佐人でないこと。
-------------	-----------	---